

お客さま各位

2023年12月21日

電気需給約款（低圧）・別表の一部追加・変更について

拝啓

平素より J P エネルギーの電力サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

以下のとおり、電気需給約款（以下、「本約款」といいます）の追加・変更を行いますのでご通知させていただきます。

変更後の内容につきましては「本約款」よりご確認ください。

今後ともご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【変更内容】

【新旧対照表】

旧約款	新約款
I 総則 (14)再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> （以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。	I 総則 (14)再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の <u>利用の促進</u> に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
IV 電気料金算定および電気料金支払い (1)ハ. その他当社が適当と判断した場合	IV 電気料金算定および電気料金支払い (1) ハ. <u>15（電気料金の算定期間）（1）の場合で検針期間の日数</u> がその検針期間の始期に <u>対応する検針の基準となる日の属する月の日数</u> に対し、5日を上回り、または下回るとき <u>ニ. その他当社が適当と判断した場合</u>
別表第6表 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2	別表第6表 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2

<p>項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>回避可能費用単価等</u>を定める告示により定めます。</p> <p>(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</u>に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に関わる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として<u>電気事業者による再生可能エネルギーの調達</u>に関する特別措置</p>	<p>項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>インバランスリスク単価等</u>を定める告示により定めます。</p> <p>(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に関わる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギーの<u>利用の促進</u>に関する特別措置法施行令に</p>
--	---

<p>法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>別表第9表 日割り計算の基本算定  (1) イ. 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合  1月の該当料金×日割り計算対象日数/検針期間の日数</p>	<p>別表第9表 日割り計算の基本算定  (1) イ. 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合  1月の該当料金×日割り計算対象日数/検針期間の日数  ただし、17（電気料金の算定）(1)ハに該当する場合は、  <u>日割り計算対象日数/検針期間の日数は、日割り計算対象日数/暦日数</u>  <u>といたします。</u></p>

※追加・変更点は下線部を引いております。

【変更後の本約款の効力発生日】

2024年1月1日

以上